

群馬用土地改良区建設工事入札参加資格申請の受付について

申請することができる者

- (1) 建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受けていること。
- (2) 申請年1月1日又は申請受理日時点で有効な建設業法第27条の29第1項による総合評定値の通知を受けていること。
- (3) 納付すべき税を完納していること。

受付について

- (1) 期間 毎年2月15日～同年3月15日まで（土日を含む場合は前後します）
- (2) 時間 午前10：00～12：00 午後1：00～3：00
- (3) 場所 群馬用土地改良区事務所（前橋市古市町406）

申請にあたっての注意事項

- (1) 法人が申請する場合には、申請の単位は法人単位です。受任者（支店・営業所）単位では受け付けません。
なお、委任する場合は、委任状（書式問わず）を添付してください。
- (2) 郵送による申請は受け付けません。
- (3) 申請書類はファイルに綴じ込み、提出してください。

資格の有効期間

申請受理後の4月1日から2年後（3月31日）まで有効

問い合わせ先

群馬用土地改良区 管理課 （TEL 027-251-0019(代)）

申請書一覧（群馬用土地改良区 理事長 _____ 宛て）

1. 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
2. 会社概要書 資本金・売上金・職員数（経理事務士・技術者・技能者）・営業年数等記載されたもの
3. 建設業の許可証（写）
4. 総合評定値の通知書（写）
5. 納税証明書（写） 国税・都道府県税・市町村税の写しで当該年度喫緊に発行されたもの。
6. 登記事項証明書（法人の場合のみ）もしくは、身分証明書（個人の場合のみ）、各証明書とも写しで可
7. 障害者雇用状況報告書（写） 該当する場合のみ（現年度時点）
8. 営業所一覧表
9. 工事経歴書
10. 技術職員名簿
11. 使用印鑑届出書・印鑑証明書（写）
12. 委任状（申請を委任する場合のみ）



※調査・測量コンサルタント等については、県の登録業者から指名選定する事となりましたので、書類の提出は必要ありません。

※不明な点は直接事務局までご確認ください